

2021年（令和3年）9月30日

保護者 様

福山市保健福祉局ネウボラ推進部長

緊急事態宣言解除後の保育所等の対応について

平素より本市の保育行政に対し、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

政府が広島県に発令していた緊急事態宣言が解除されることを踏まえ、これまでお願いしていた御家庭での保育の協力依頼については、9月30日（木）をもって終了とします。御協力いただき、心から感謝申し上げます。

引き続き、保育所等においては、感染拡大防止策を徹底する中で開園してまいりますので、御家庭におかれましても、健康管理や感染防止に努めていただくようお願いいたします。

※ 欠席日数に応じた保育料の減免措置は、9月30日を持ちまして終了いたします。

1 2021年（令和3年）10月1日以降について

児童が感染した場合や濃厚接触者と特定された場合は、保健所や医師等から指示された期間、また、児童及び同居の御家族が保健所の指示によりPCR検査を受ける場合は、検査結果が判明するまで自宅待機をお願いします。この場合、保育所等の欠席日数に応じて、保育料を減免します。なお、保育所等を通じて状況を確認するため、手続は不要です。

2 保育の安心安全を確保するため、次の点について御留意くださるようお願いいたします。

- ・発熱や風邪症状がある場合は、登園を控えていただくようお願いいたします。
- ・感染者が発生し、臨時休園している場合は、休園期間中に他の保育所等の利用（休日保育を含む。）は控えていただきますようお願いいたします。

市民の皆さま，事業者の皆さまへ

～ 安心安全な日常生活を取り戻すために 一歩ずつ，段階的に ～

広島県に発出されている「緊急事態宣言」が，9月30日に解除されることが決定しました。これを受け，本市においては，公共施設，主催イベント等の制限や自粛を10月1日より解除し，一歩ずつ段階的に社会経済活動を再開していきます。

市民・事業者の皆様には，これまでの感染対策の取組にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

一方，県では，10月14日まで集中対策を延長します。

県の集中対策を踏まえ，次のことをお願いします。

- 1 こまめな換気・消毒，不織布マスク着用等，基本的な感染防止対策を継続してください。
- 2 混雑した場所を避け，市外との往来は慎重に判断してください。
- 3 会食は，少人数・短時間をお願いします。（感染防止対策が施されている飲食店の利用をお願いします。）
- 4 Web会議やテレワークなど柔軟な働き方により，感染防止対策の継続をお願いします。また，出張先では，会食を控えてください。
- 5 新型コロナワクチンを正しく理解し，接種を検討してください。

再拡大を防ぐため，市民や事業者の皆様にはご協力をお願いします。

2021年（令和3年）9月29日

福山市長 枝広 直幹